

学校感染症

本学学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患（りかん）した場合、または疑いがある場合には、学校保健安全法施行規則第19条に基づき、学内感染および拡大防止のため「出席停止」となります。

出席停止の対象となる感染症について

第一種・第二種の感染症と診断されたら出席停止になります。

感染症の種類と出席停止期間の基準について

	種類	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱・痘そう ・ジフテリア・南米出血熱 ・ポリオ・ペスト ・クリミア - コンゴ出血熱 ・マールブルグ病・ラッサ熱 ・重症急性呼吸器症候群（限定有） ・中東呼吸器症候群（限定有） ・特定鳥インフルエンザ ・新型インフルエンザ等感染症 ・指定感染症・新感染症 	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・新型コロナウイルス感染症 	第二種の感染症（結核・髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. インフルエンザにあつては、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 2. 百日咳にあつては、特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで 3. 麻疹にあつては、解熱後3日を経過するまで 4. 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 5. 風しんにあつては、発しんが消失するまで 6. 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで 7. 咽頭結膜熱にあつては、主要症状消退後2日を経過するまで 8. 結核、髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで 9. 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症後5日を経過し、かつ症状軽快(※)後1日を経過するまで 無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで（発症日は0日と数える）
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ・細菌性赤痢・パラチフス ・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス ・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 	第三種の感染症にかかった者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること
(学校保健安全法施行規則などより)

感染症に罹患した時の対応

1. 感染症に罹患した場合は、

「感染症対応手順（学生用）」に従って、報告してください。
「感染症対応手順（学生用）」ファイルは、大学ポータル>キャビネット>学校感染症の中にあります。

2. 通学時、必要な書類を健康支援センターへ持参してください。

3. 「自己都合によらない授業欠席の手続き」を教務課で行ってください。

※出席停止となった場合の取り扱い

感染症の事由により欠席する場合、「自己都合によらない授業欠席」として取り扱います。

手続きに関することは、「履修ガイド」（年度始めに配布）にて確認してください。

感染予防

- 外出後は、手洗い・うがいを励行してください。
- 咳エチケット（咳が出ているときはマスクをつける）を守りましょう。
- 咳が続くときや体調不良、発熱（37.5度以上）、下痢などがあるときは、早めに医療機関を受診しましょう。
- 十分な睡眠とバランスのとれた食事を心掛け、体調管理をしましょう。
- 麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等の予防接種が推奨されている感染症に罹患したことがなく、予防接種歴がない学生は、医師と相談のうえ、できるだけ予防接種を受けましょう。
（※アレルギーや過敏症等のある方は、医師に相談してください。）

問い合わせ先：健康支援センター
086-440-1003